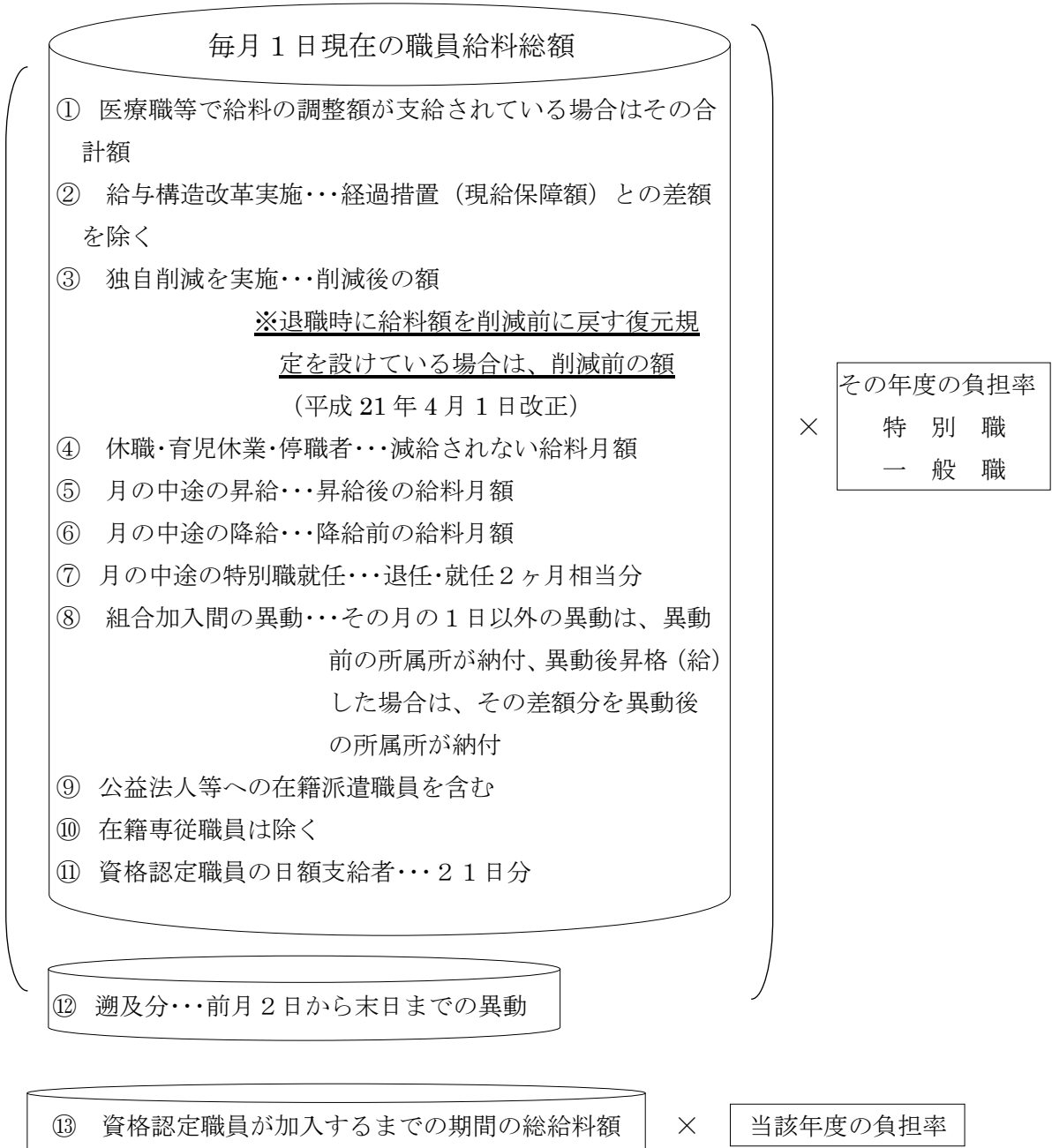


## 〔市町村負担金について〕

### 1 負担金の種類及びその内容

#### （１） 普通負担金（負担金等条例第２条）について



納付期限（負担金等条例第 6 条第 1 項）・・・年 3 回（4 ヶ月毎）納付

第 1 期 7 月 31 日・・・ 3 月 2 日から 7 月 1 日までの異動分

第 2 期 11 月 30 日・・・ 7 月 2 日から 11 月 1 日までの異動分

第 3 期 3 月 29 日・・・ 11 月 2 日から 3 月 1 日までの異動分

⑭ 未納月数に係る負担金（負担金等条例第6条の3）

「就職報告」の未整備により未加入期間があった場合

$$\boxed{\text{負担金を納付する時点の給料月額}} \times \boxed{\text{加入年度（負担金納付時）の普通負担金率}}$$

納付期限・・・その都度指定

（2） 事前納付金（負担金等条例第5条の2）について

普通負担金の基礎給料額と同額

※特別職は除く

×

千分の20

※平成20年度より申し出があった場合について、千分の10から千分の70（10刻み）の範囲内とする。

（注1）変更希望の場合は、前年の10月末日までに  
「事前納付金負担率申出書」（第10号様式の2）  
の提出が必要。

（注2）申し出のない限り負担率は継続となる。

納付期限（普通負担金と同様）・・・年3回（4ヶ月毎）納付

第1期 7月31日・・・3月2日から7月1日までの異動分

第2期 11月30日・・・7月2日から11月1日までの異動分

第3期 3月29日・・・11月2日から3月1日までの異動分

（3） 引継負担金（負担金等条例第5条）について

- ① 地方独立行政法人の職員及び退職手当条例第8条第1項から第4項までの規定を受ける場合

法人在職期間中の給料月額

×

普通負担金率

※法人在職期間中に適用されていた率

- ② 公益法人等への退職派遣職員の復帰

公益法人等派遣法第7条第3項の規定  
に基づき定められた仮定給料額

×

普通負担金率

※退職派遣期間中に適用されていた率

納付期限・・・①及び②、職員となった月の翌月の5日（負担金等条例第6条第3項）

#### (4) 追加負担金について

##### ① 普通退職手当を超える場合の負担金（負担金等条例第3条第1項）

ア 定年・整理・勸奨・早期退職募集による退職

イ 一般職から特別職就任時に退職手当条例第5条の5（勸奨相当額）適用及び定年年齢到達後の就任（定年退職を準用）による退職

定年・整理・勸奨・早期退職募集による退職手当額

—

普通退職手当額

※「普通退職手当額」＝ 自己都合退職

公務上傷病・死亡退職

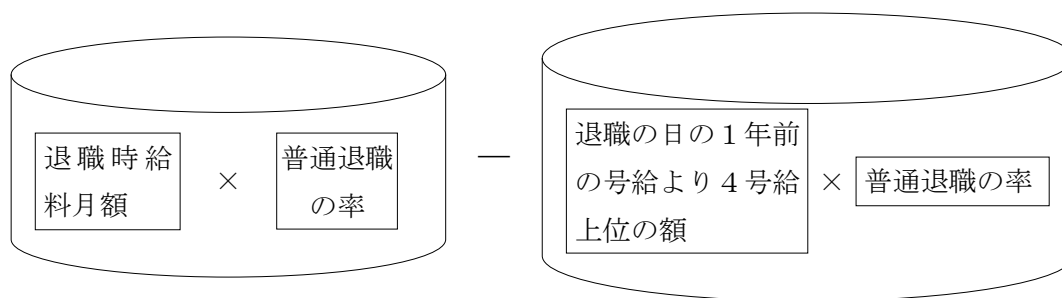
公務外傷病・死亡退職

通勤災害による傷病・死亡退職

ウ 退職手当調整額（退職手当条例第6条の4）・・・全額追加負担金

##### ② 昇給等による負担金（負担金等条例第3条第2項）

ア 給料表の適用を受ける一般職（負担金等条例第3条第2項第1号）



イ 特別職及び給料表の適用を受けない一般職（負担金等条例第3条第2項第2号）

退職時給料月額で計算した  
普通退職手当額

—

退職前1年間の平均給料月額で計算した  
普通退職手当額

##### ③ 国又は他の地方公共団体職員期間を通算した場合（負担金等条例第4条）

通算対象職員期間の自己都合退職に相当する額

#### 納付期限

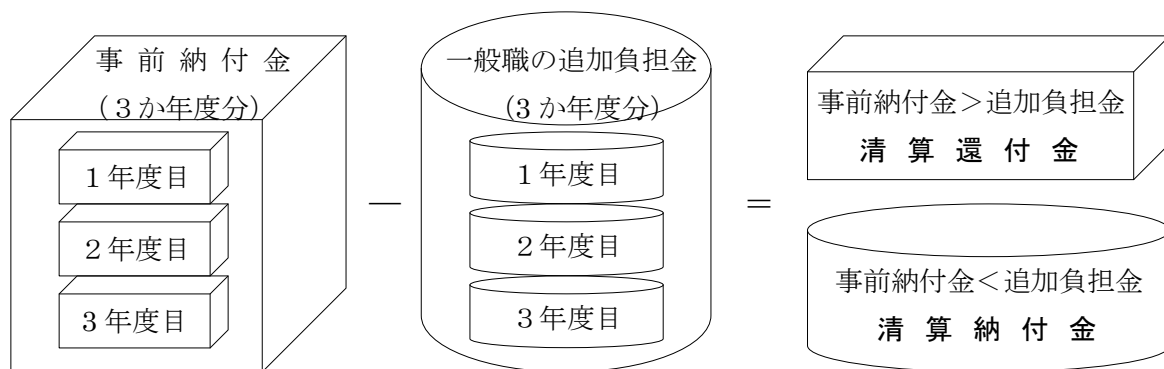
1. 特別職・・・退職手当を支払った翌月の5日（負担金等条例第6条第2項）

2. 一般職・・・事前納付金との清算（負担金等条例第6条の2）

(1) 3か年度の事前納付金総額と同3か年度で発生した追加負担金総額との清算  
第4会計年度6月末日まで・・・清算金の額を決定し通知する

〃 9月末日まで・・・還付・納付の完了

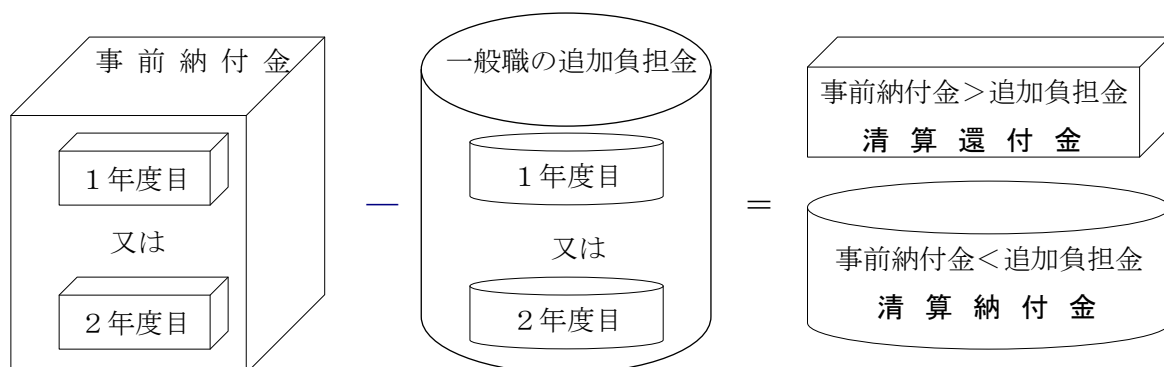
○第4会計年度で清算



- (2) 加入市町村が退職手当債発行等の理由により上記(1)以外での清算の申し出をし、組合長が認めた場合は清算還付金の還付又は清算納付金の納付期限を組合長が指定する期限までに行うことができる。

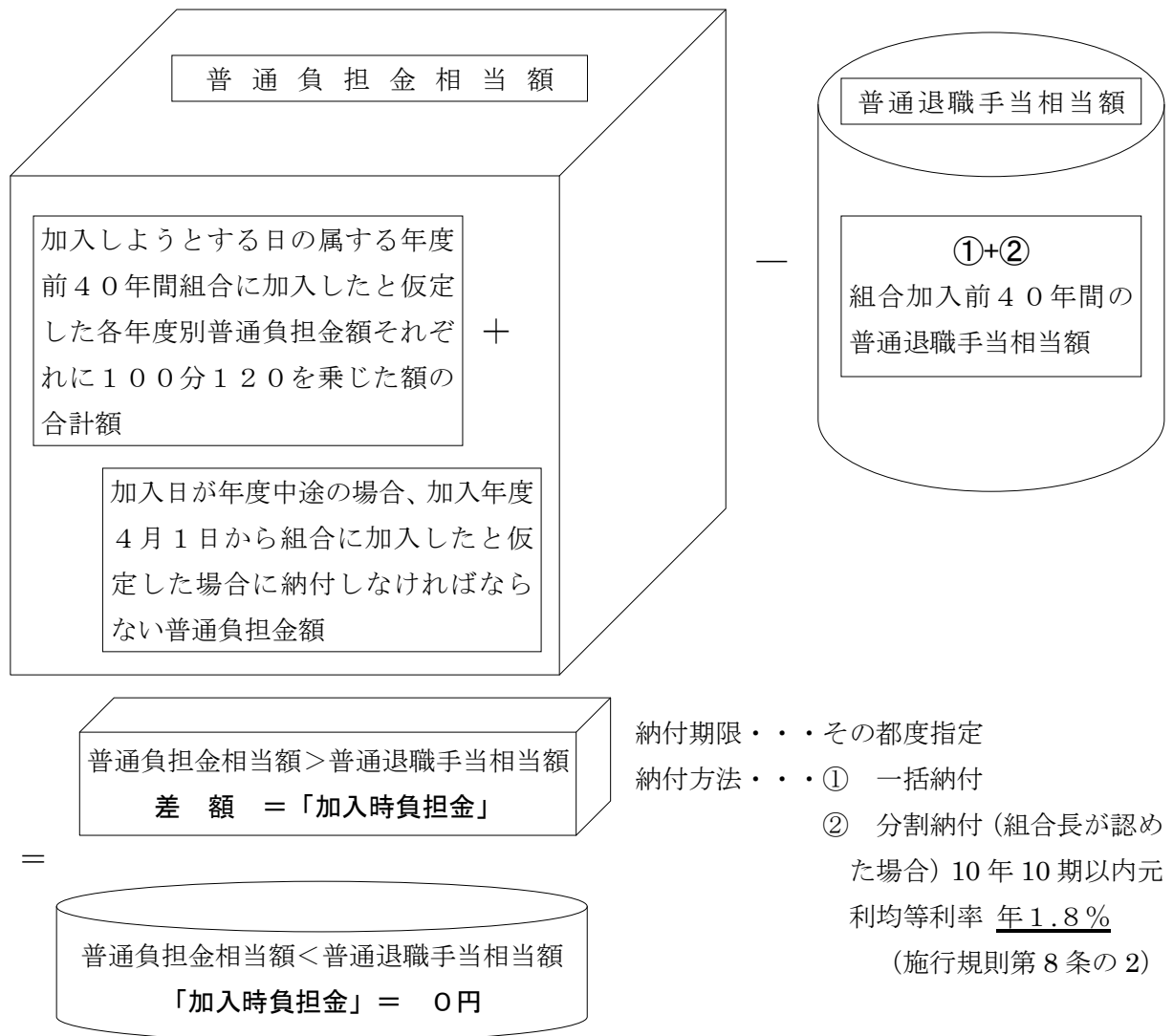
(負担金等条例第6条の2第2項但し書き…平成21年4月1日改正)

○組合長が指定した年度で清算



(5) 加入・脱退負担金（負担金等条例第7条）について

① 加入時負担金



①・・・加入前10年は市町村が実際に支給した退職手当のうち、普通退職に相当する額

②・・・加入11年前から40年前まで

$$\boxed{G \text{ 平均退職手当額}} \times \boxed{I \text{ 加入する団体の各年度退職者総数}}$$

(※C を用いて算定すること)

A・・・組合加入市町村の各年度4月1日現在職員総数

B・・・各年度退職者総数

C・・・退職率 (%) (B/A)

D・・・各年度退職手当支給総額

E・・・各年度追加負担金（旧：特別負担金）総額

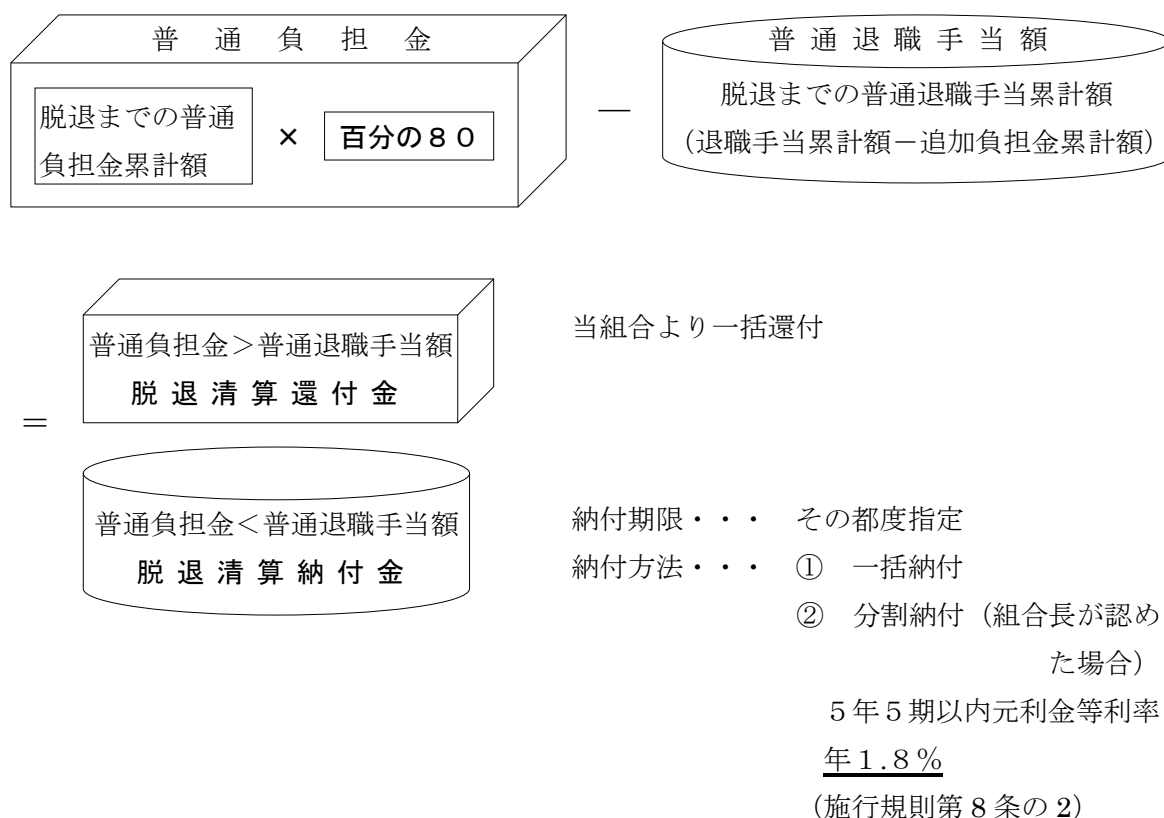
F・・・各年度普通退職手当相当額（D－E）

G・・・**平均退職手当額**（F／B ※1円未満切り捨て）

H・・・加入する団体の各年度4月1日現在職員総数

I・・・加入する団体の**各年度退職者総数**（C退職率×H ※1未満切り捨て）

## ② 脱退清算負担金



## （組合市町村の廃置分合に伴う加入及び脱退の特例）

### 負担金等条例第8条第1項

組合市町村間において廃置分合（一部事務組合および広域連合の統廃合の場合を含む。以下同じ。）が行われたことによる関係市町村の組合への加入又は組合からの脱退（消滅した組合市町村の全部又は一部の地域が属した市町村が組合市町村とならなかった場合の脱退を除く。）についての前条の規定の適用については、組合への加入又は組合からの脱退がなかったものとみなす。

### 負担金等条例第8条第2項

組合市町村と未加入市との間で廃置分合（一部事務組合および広域連合の統廃合の場合を含む。）が行われた場合、廃置分合後の市町村が新たに組合に加入したときは、廃置分合前の未加入市のみが新たに加入するものとして計算された額を「加入時負担金」として組合に納付するものとする。

## 2 負担金の納付方法

- (1) 組合が発行する「負担金納付書」(第10号様式)により組合金融機関口座あて振込により納付する。・・・※納付書に金融機関名・口座番号等記載。
- (2) 金融機関の「収納印」をもって組合の領収印とみなす。